

船舶事故調査報告書

令和元年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年11月15日 16時03分ごろ
発生場所	鹿児島県薩摩川内市川内港 川内港西防波堤北仮設灯台から真方位167°637m付近 (概位 北緯31°51.9′ 東経130°11.7′)
事故の概要	漁船恵洋丸は、北北東進中、また、交通船ひさ丸は、南南東進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年12月17日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 恵洋丸、1.7トン KG3-30194（漁船登録番号）、個人所有 第295-35496号（船舶検査済票の番号） B 交通船 ひさ丸、0.6トン 295-47466鹿児島、丸久建設株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 操舵室及び左舷船側部外板に擦過傷 B 船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか甲板員1人が乗り組み、刺し網漁を終えた後、定係地に向けて北北東進中、船長Aが、船首方から接近するB船に気付いたが、いずれB船が避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けていたところ、船首至近に接近したB船に危険を感じて右舵を取ったものの、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、作業員4人を乗せ、南南東進中、船長Bが、後部甲板に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、足下に置いたロープの状態が気になっていたため、足下を見ながら航行していたところ、船首至近に接近したA船に気づき、左舵を取ったものの、A船と衝突した。
分析	A船は、北北東進中、船長Aが、船首方から接近するB船に気付いた際、いずれB船が避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続けたことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、南南東進中、船長Bが、足下に置いたロープの状態が気になり、足下を見ながら航行を続けたことから、接近するA船に気付く

	のが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	<p>本事故は、A船が北北東進中、B船が南南東進中、船長Aが、いずれB船が避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行を続け、また、船長Bが、足下に置いたロープの状態が気になり、足下を見ながら航行を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、接近する他船を認めた場合、他船の避航に期待することなく、余裕を持って自ら避けること。 ・航行中は、接近する他船を見落とさないよう周囲の適切な見張りを行うこと。